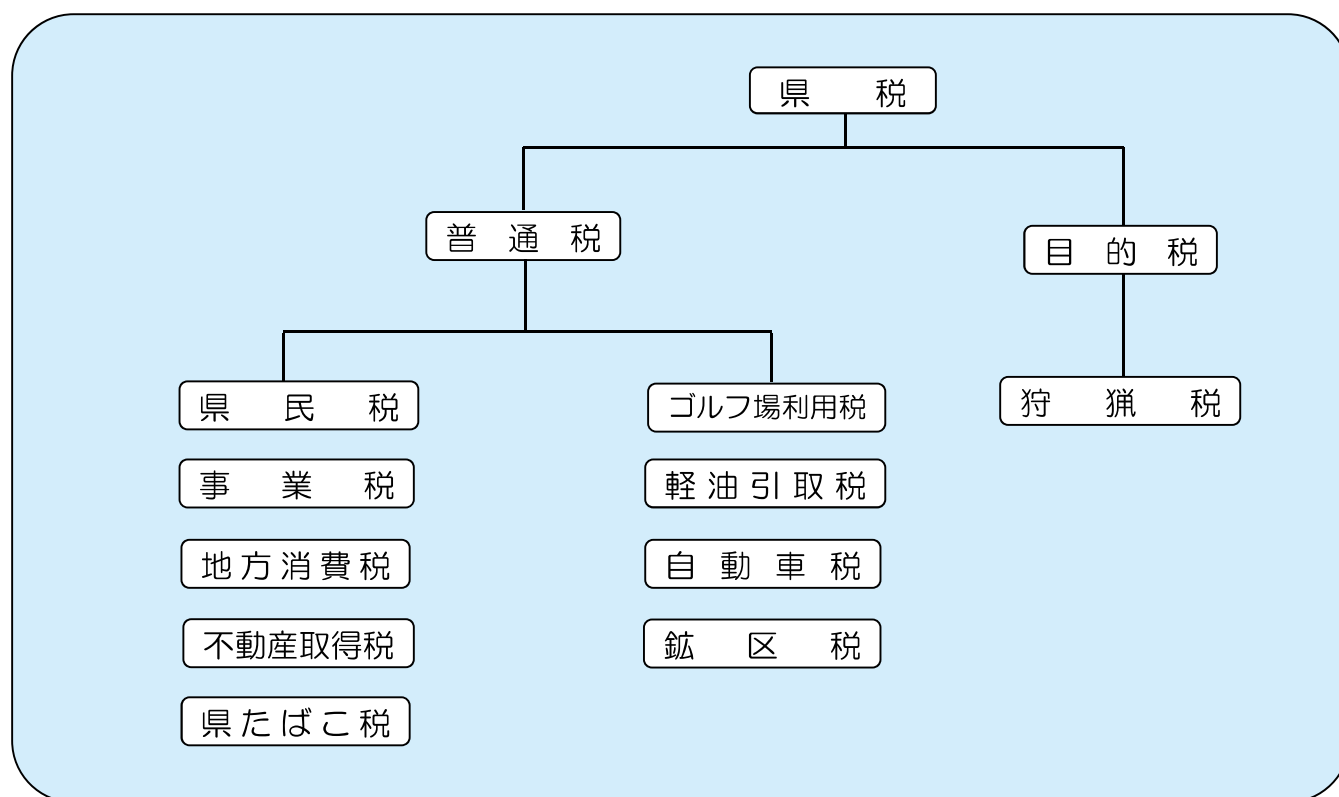


県税の種類



県税についてのお問い合わせは

宇都宮県税事務所

〒321-0974 宇都宮市竹林町 1030-2（栃木県庁河内庁舎1階）

☎ 028-626-3003（代表）

自動車税事務所（自動車税に限る）

〒321-0169 宇都宮市八千代1丁目5-10

☎ 028-658-5521（代表）

○県税のホームページのアドレス

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/b07/life/zeikin/zeikin/zei.html>

（県税のホームページについてのお問い合わせは県庁税務課まで ☎ 028-623-2101）

県民税

◆ 県民税とは

県民税は、市民税と同様に個人の所得や法人の利益に応じて納める税金です。

■ 個人の県民税

個人市民税とあわせて課税されます。【P5】

■ 利子等に係る県民税

県内の金融機関などから利子等（預貯金の利子のほかに定期積金、掛金の給付補てん金などの金融類似商品の収益も含みます。）の支払を受ける個人に課税されます。

■ 上場株式などの配当等に係る県民税

県内に住所を有し、株式会社などから配当等（一定の上場株式等の配当等）の支払を受ける個人に課税されます。

■ 株式等の譲渡所得に係る県民税

県内に住所を有し、証券会社等から株式等の譲渡益（源泉徴収選択口座における上場株式等の譲渡に係る所得金額）の支払を受ける個人に課税されます。

■ 法人の県民税

県内に事務所等を持つ法人（会社等）に課税されます。

■ とちぎの元気な森づくり県民税【P6】

森林は、きれいな空気や水を育み、地球温暖化の防止にも貢献するなど様々な働きを持っています。しかし、現在森林の高齢化や境界等が不明な森林の増加などが課題となっています。

そこで県では、森林の若返りなどに取り組み、元気な森を次世代に引き継いでいくために、「とちぎの元気な森づくり県民税」を導入しています。

自動車税（種別割）

◆ 自動車税（種別割）とは

自動車税（種別割）は、毎年4月1日現在に自動車を所有している人が納める税金です。【軽自動車についてはP48】

税率は、次の表（例）のとおり種類別に1台当たりの年額で決められ、毎年5月31日（休日等に該当する場合はその翌日）までに納めることとされています。

■ 税率（主なもの）

（令和6（2024）年4月1日現在）

区 分		営業用	自家用	（自家用旧税率※）
乗 用 車	電気自動車（燃料電池車を含む）	7,500 円	25,000 円	29,500 円
	総排気量：1,000cc 以下	7,500 円	25,000 円	29,500 円
	1,000cc を超え 1,500cc 以下	8,500 円	30,500 円	34,500 円
	1,500cc を超え 2,000cc 以下	9,500 円	36,000 円	39,500 円
	2,000cc を超え 2,500cc 以下	13,800 円	43,500 円	45,000 円
	2,500cc を超え 3,000cc 以下	15,700 円	50,000 円	51,000 円
	3,000cc を超え 3,500cc 以下	17,900 円	57,000 円	58,000 円
	3,500cc を超え 4,000cc 以下	20,500 円	65,500 円	66,500 円
ト ラ ッ ク	最大積載量：1 トン以下	6,500 円	8,000 円	
	1 トンを超え 2 トン以下	9,000 円	11,500 円	
	2 トンを超え 3 トン以下	12,000 円	16,000 円	
	3 トンを超え 4 トン以下	15,000 円	20,500 円	
バ ス	乗車定員 30 人以下	12,000 円 （一般乗合用）	33,000 円	

※ 令和元（2019）年9月30日までに初回新規登録された自家用の乗用車には、表中の旧税率が適用されます。

■ グリーン化特例

一定の基準を満たす自動車は、初回新規登録の翌年度分に限り、自動車税（種別割）の税率が概ね 75%又は 50%の割合で軽減されます。また、新車新規登録から一定年数を経過した自動車は、自動車税（種別割）の税率が概ね 15%又は 10%の割合で重くなります。

なお、グリーン化特例を受けるにあたっては、特別な手続きは必要ありません。納税通知書を送付するときには、すでに特例を適用した税率で送付しています。